

令和4年第3回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和4年3月28日（月）午後3時～午後4時30分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第3回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
（農業委員17名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局2名）
- 5 議 事 別紙のとおり

令和4年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	×
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	×
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 17名

欠席 2名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	×
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職

	氏名・役職

計 2名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第3回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に令和4年度金沢市農林水産局重点施策についてご説明をいただきます。</p>
	<p>(長谷農林水産局長挨拶) (各課所長説明) (質疑応答)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介) (農林水産局幹部退出)</p>
事務局長	<p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、北本委員と菊知委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お</p>

	<p>諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和4年第1回総会及び第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和4年第1回総会及び第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>令和4年第1回総会に関して、前回の総会で報告が先送りとなっていた、農地法第5条許可申請1件については、2月14日付けで石川県知事あてに送付し、3月4日付けで許可書が交付されております。</p> <p>次に、令和4年第2回総会に関する事務処理状況ですが、農地法第3条許可申請16件については、2月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、2月28日付けで石川県知事あてに送付し、3月14日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請4件については、2月28日付けで石川県知事あてに送付し、番号1、番号2及び番号4の3件は、3月14日付けで、番号3は、3月22日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、2月25日付けで証明書を交付しております。</p>

	<p>非農地証明願 1 件については、2 月 25 日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、3 月 1 日付けで公告しております。</p> <p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請 2 件については、2 月 25 日付けで承認書を交付しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は 1 ページです。</p> <p>今回、川北地区、浅川地区、二塚地区、鞍月地区からそれぞれ 1 件、合計 4 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は磯部町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号 2 は銚子町の案件で、新規就農のため賃借権を設定するものです。借受人は、農業法人にて約 5 年間、施設と露地での野菜栽培に従事しており、来月独立し就農する予定です。</p> <p>番号 3 は北塚町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号 4 は南新保町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況</p>

	<p>等についても問題ありません。</p> <p>以上、4件で、面積は5,919 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大場町の案件で、所有権の移転を伴う住宅敷地を拡張するための転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりがあることから第1種農地と判断されますが、既存住宅の敷地を拡張するものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で面積は32 m²です。ご審議の程、よろしくお願</p>

	いします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、五坊委員から調査結果をご報告願います。
五坊委員	3月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
太平副会長	ありがとうございました。 それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は3ページです。 今回、金城地区から1件の申請があり、面積は235㎡です。 現地の状況につきましては、3月7日に宮岸委員と事務局職員で現地調査を行い、申請どおり耕作されていることを確認しました。 ご審議の程、よろしく願います。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。

	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから6ページです。</p> <p>今回、湯涌地区から6件、犀川地区から1件、合計7件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号6は西市瀬町、番号7は菅池町の案件で、いずれも石川県造林事業の実施にあたり申請があったもので、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難となったものです。</p> <p>現況については、3月15日、湯涌地区は高島委員に、犀川地区は井口会長にそれぞれ申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、7件で面積は4,572㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は7ページから23ページです。</p> <p>まず、利用権貸借の一般分について、番号1から番号17までの17件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が2年の新規設定が1件、3年の新規設定が2件、5年の新規設定が2件、6年の新規設定が1件、10年の新規設定が1件、1年の再設定が3件、5年の再設定が2件、6年の再設定が2件、10年の再設定が3件です。面積は合計91,976.00㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が2件で、面積は合計50,903㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積は合計11,949㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地の権利取得における下限面積の基準の見直しについて上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農地の権利取得における下限面積の基準の見直しについてご説明いたします。議案書は24ページ及び25ページです。</p> <p>耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件があります。</p> <p>下限面積の特例として、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることができることとなっており、これまで農林業センサスの調査後に見直しを行ってきました。</p> <p>今回、2020農林業センサスの結果に基づき、経営耕地面積規模別経営体数の割合を10a以下、20a以下、30a以下、40a以下の順に算出し、概ね4割に達したときの面積により、旧浅川村、旧花園村、旧三谷村、旧森本村の集落で中山間地域等以外のものについて、案のとおり変更したいと考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農地の権利取得における下限面積の基準の見直しについては、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第7号 非農地判断について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 非農地判断についてご説明いたします。議案書は26ページです。</p> <p>非農地判断とは、農地利用状況調査の結果、調査した農地が、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難である、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。</p> <p>今回の案件は、金沢市釣部町地内における民間企業の岩石採取事業区域内にある農地について、事業計画の認可を受けるには非農地証明が必要となりますが、相続未登記のため所有者の所在が不明であり、非農地証明の手続きができないことから、非農地判断を行うもので、石川県とも協議済みです。</p> <p>現況については、2月16日、山村委員及び事務局職員が現地を確認し、第3グループの庄田委員、奥村委員に写真にて確認いただいております。土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であるため、農地に該当しないと判断することが相当であると考えます。</p> <p>決定後は、石川県、法務局、本市資産税課宛て、通知を发出します。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 非農地判断については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は27ページから50ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計3,074㎡、第5条が37件で、面積は合計78,177.76㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は51ページ及び52ページです。</p> <p>届出件数は3件で、解約理由は転用目的のためが2件、所有権移転のためが1件で、面積は合計6,162㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告</p>

	<p>いたします。議案書は 53 ページです。</p> <p>届出件数は 1 件で、面積は 490 m²、取得事由は相続で、あつせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は 54 ページ及び 55 ページです。</p> <p>権利設定に関しては、小坂地区で 1 件あり、面積は合計 9,903 m²で、契約期間が 10 年の賃借権の設定です。</p> <p>権利移転に関しては、森本地区で 1 件あり、面積は合計 1,120 m²です。使用貸借による権利の設定後に権利移転するもので、残存期間は 2 年 11 か月です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し</p>

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、2月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。